【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 2019年8月9日

【四半期会計期間】 第188期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 株式会社リーガルコーポレーション

【英訳名】 REGAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩崎 幸次郎

【本店の所在の場所】 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

【電話番号】 047 - 304 - 7050 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 安田 直人

【最寄りの連絡場所】 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

【電話番号】 047 - 304 - 7050 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 安田 直人

【縦覧に供する場所】 株式会社リーガルコーポレーション大阪支店

(大阪市中央区徳井町二丁目3番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第187期 第 1 四半期 連結累計期間		第188期 第 1 四半期 連結累計期間		第187期
会計期間		自 至	2018年4月1日 2018年6月30日	自 至	2019年4月1日 2019年6月30日	自至	2018年4月1日 2019年3月31日
売上高	(百万円)		7,297		7,045		32,934
経常利益	(百万円)		190		54		1,031
親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純利益	(百万円)		96		22		512
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		94		19		331
純資産額	(百万円)		16,230		15,801		16,003
総資産額	(百万円)		30,824		29,550		30,309
1 株当たり四半期 (当期) 純利益	(円)		30.43		7.04		162.48
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益	(円)		30.07		6.95		160.63
自己資本比率	(%)		52.3		53.1		52.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) において営まれている事業の内容 について、重要な変更はありません。

当社の連結子会社であった株式会社フィット近畿日本及び株式会社タップスは、2019年4月1日をもって、株式会社フィット東日本を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。なお、株式会社フィット東日本は、同日をもって、商号を株式会社リーガル販売に変更しております。

当社の連結子会社である株式会社ニッカは、2019年4月1日をもって、商号を株式会社リーガルリテールに変更しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等の リスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

a . 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ 759百万円減少し、29,550百万円となりました。

このうち、流動資産の残高は 17,640百万円と、前連結会計年度末に比べ 832百万円減少しております。

これは、現金及び預金が 889百万円、商品及び製品が 278百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が 1,929百万円減少したことなどが主な要因であります。

固定資産の残高は 11,909百万円と、前連結会計年度末に比べ 73百万円増加しております。

これは、旧仙台営業所の売却などにより有形固定資産が 79百万円減少したものの、繰延税金資産の増加などにより投資その他の資産のその他が 142百万円増加したことなどが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における負債の部の合計は、前連結会計年度末に比べ 556百万円減少し、13,749百万円となりました。

このうち、流動負債の残高は 9,948百万円と、前連結会計年度末に比べ 387百万円減少しております。

これは、賞与引当金が 228百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が 548百万円減少したことなどが主な要因であります。

固定負債の残高は 3.800百万円と、前連結会計年度末に比べ 169百万円減少しております。

これは、長期借入金が 85百万円、退職給付に係る負債が 73百万円減少したことなどが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産の部の合計は、15,801百万円と、前連結会計年度末に比べ 202百万円減少しております。

これは、配当金の支払い等により利益剰余金が 195百万円減少したことなどが主な要因であります。

b . 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続くなか、景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、米中貿易摩擦の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、消費税増税後の消費の落ち込み懸念等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

靴業界におきましては、ワークスタイルの多様化や健康増進意識の高まりにより、カジュアル志向のスポーツシューズやウォーキングシューズ需要が引き続き好調を維持するなか、消費者の節約志向は依然として根強く、加えて異業種による靴小売業への参入やEコマースの拡大による消費チャネルの多様化等により競争が激化し、厳しい経営環境が続いております。

四半期報告書

このような環境のなか、当社グループは、靴小売事業を核とした製造小売業型の機能を高め、企画・開発から製造、調達、販売まで各部門がスピード感をもって連携することによって効率化を図るとともに、顧客ニーズやライフスタイルの変化に対応した商品開発や店舗提案を行い、新たなマーケットを創造していくことを重点課題として取り組んでまいりました。

売上面につきましては、防水性・通気性などの機能を備えた高付加価値商品や履き心地を重視したウォーキングシューズは堅調に推移したものの、オフィスカジュアルの浸透や対象顧客の節約志向等の影響から、紳士のビジネスシューズや婦人靴全般が苦戦し、全体では前年実績を下回りました。

利益面につきましては、販売管理費は削減したものの、売上高の減少に伴う売上総利益額の減少や滞留在庫品の処分値引の増加による売上総利益率の低下等により、各利益ともに前年実績を下回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は7,045百万円(前年同四半期比3.5%減)、営業損失は18百万円(前年同四半期は営業利益146百万円)、経常利益は54百万円(前年同四半期比71.3%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は22百万円(前年同四半期比76.9%減)の計上となりました。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

靴小売事業

靴小売事業では、マーケットやライフスタイルの変化に対応した店舗開発を行うとともに、多様化する顧客ニーズや地域特性に対応した商品・販促提案を行い、店舗運営を通してのブランド価値の向上とビジネスチャンスの拡大を目指しました。

業態別・売上面につきましては、「シェットランドフォックス店」および「ケンフォードショップ」は堅調に推移いたしましたが、主力の「リーガルシューズ店」において、ビジネスカテゴリーの商品動向が鈍く、更にEコマースの拡大による競争の激化等により厳しい状況が続いており、全体では売上高は前年実績を下回りました。

利益面につきましては、季節商材の販売不振やインポートブランドの在庫過多により、アウトレット業態において処分値引が増加したことによる売上総利益率の低下等により、前年実績を下回りました。

商品・アイテム別では、対象顧客の節約志向やワークスタイルの多様化等の影響により、値ごろ感のある商品やオフィスカジュアルに対応したブラウン系のビジネスシューズは堅調に推移いたしましたが、中・高価格帯のビジネスシューズやエレガンス系のパンプスは苦戦いたしました。

当第1四半期連結累計期間の店舗展開につきましては、2店舗を新規で出店し、不採算店舗1店舗を閉店いたしました。(直営小売店の店舗数 129店舗、前連結会計年度末比1店舗増)

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,521百万円 (前年同四半期比 6.4%減)、営業利益は4百万円 (前年同四半期比94.5%減)となりました。

靴卸売事業

靴卸売事業では、変化する顧客の購買行動に対応すべく、従来の卸売業と小売業の垣根を越えて、顧客との接点を拡張、強化する取り組みに注力いたしました。

顧客との接点強化施策としましては、縮小傾向にあるGMSや百貨店内の売場確保を目的とし、卸売子会社が提案するGMSを中心とした売場「キャメロット」や百貨店内のインショップ「フィットイン」、リーガルブランドを集積した「リーガルコーナー」などを積極展開しております。

紳士靴につきましては、ビジネスシューズ全般が苦戦いたしましたが、「スタイル」だけでなく、防水性・通気性などの「機能性」を備えた高付加価値商品や履き心地を重視した「リーガルウォーカー」は、堅調に推移いたしました。

婦人靴につきましては、エレガンス系のパンプスやサンダル等季節商材が苦戦いたしました。

全般的には、個人消費の根強い低価格・節約志向を背景に、百貨店、量販店、郊外型店舗における来店・購買客数が減少したことに加え、インポートブランドを中心に滞留在庫品の処分値引が増加したことによる売上総利益率の低下等により、売上高、営業利益ともに前年実績を下回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,511百万円(前年同四半期比0.4%減)、営業損失は40百万円(前年同四半期は営業利益53百万円)となりました。

その他

報告セグメントに含まれない不動産賃貸料の収入など、その他事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は 43百万円 (前年同四半期比 9.9%増)、営業利益は 10百万円 (前年同四半期比 23.3%増) となりました。

(2) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの運転資金及び設備投資資金については、自己資金、金融機関からの借入金により資金調達を 行っております。運転資金は自己資金及び短期借入金を基本としており、設備投資資金は長期借入金を基本とし ております。

なお、当第1四半期連結会計期間末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は 5,499百万円となっております。また、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は 4,425百万円となっております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題 はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等 (会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項) は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まる ものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主 の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は「靴を通して、お客さまに、足元から美と健康を提供する」という事業ミッションを掲げ、

- a. 私たちは、お客さま第一にマーケット志向で行動する顧客創造企業を目指します。
- b.品質重視に徹した靴作りとサービスで、お客さまに安全と安心と満足を提供します。
- c . コンプライアンスの徹底と、事業を通じての人材の育成に努め、社会の皆さまから高い信頼を得る企業 を目指します。

という企業理念で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の 基本としております。

当社は、1902年(明治35年)の創業以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

今後も当社の長い歴史の中で培われた高度な技術に磨きをかけ、新たな付加価値を追求してまいります。マーケット志向でお客さまに新しい価値を提供し続けるために、小売事業を通してそのシナジー効果を卸売事業、製造・調達事業に活かしてまいります。また、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化も図ってまいります。

当社は企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主、投資家の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

また、監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分監視できる体制となっております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」といいます。) を導入・継続しております。

その概要は以下のとおりであります。

a . 本プラン継続の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続しております。なお本プランは、2018年6月27日開催の当社第186回定時株主総会において承認されております。

b. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大量買付者といいます。

c . 特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

d . 大量買付ルールの概要

() 大量買付者による意向表明書の当社への事前提出および必要情報の提供

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、大量買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む大量買付の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大量買付者に対して大量買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)のリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を記載した書面を交付します。そして大量買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

() 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大量買付行為の場合は、最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定し、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

e . 大量買付行為が実施された場合の対応方針

() 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大量買付行為に対抗する場合があります。なお、大量買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大量買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大量買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

() 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。

() 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記()または()において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の 開催を要請する場合には、当社株主総会を開催することとします。

() 大量買付行為待機期間

株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。)を設けない場合は、「大量買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了の期間(株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までの期間)を「大量買付行為待機期間」とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとします。

したがって、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

f . 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2021年6月30日までに開催予定の当社第189回定時株主総会終結の時までとなっております。ただし、本プランは、有効期間中であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社インターネットホームページにその開示資料を掲載しておりますのでご参照ください(https://www.regal.co.jp/cms/pdf/2018-05-11-3_1.pdf)。

本プランの合理性について (本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、会社の支配に関する基本方針に沿い、 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものと はならないと考えております。

a . 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)ならびに経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっております。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

c . 株主意思を反映するものであること

本プランは、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、 本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

d.独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、 同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

e . デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策 (取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社においては取締役の任期を1年としておりますので、スローハンド型買収防衛策 (取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策) でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

EDINET提出書類 株式会社リーガルコーポレーション(E01118) 四半期報告書

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は23百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

今後、関税割当制度が廃止され、革靴輸入の完全自由化が実施されることになりますと当社グループのみならず、わが国の靴産業に多大な影響をもたらす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,000,000
計	13,000,000

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年 6 月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,250,000	3,250,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	3,250,000	3,250,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年 6 月30日		3,250,000		5,355		662

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日 (2019年3月31日) に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 87,300		
70.主概八准怀50(自己怀50号)	(相互保有株式) 普通株式 15,000		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,133,300	31,333	
単元未満株式	普通株式 14,400		
発行済株式総数	3,250,000		
総株主の議決権		31,333	

⁽注)「単元未満株式」には当社所有の自己保有株式 13株及び東立製靴株式会社所有の相互保有株式 91株が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

					<u> </u>
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リーガルコーポ レーション (相互保有株式)	千葉県浦安市日の出 二丁目1番8号	87,300		87,300	2.69
東立製靴株式会社	千葉県柏市豊四季笹原 341 - 13	15,000		15,000	0.46
計		102,300		102,300	3.15

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、藍監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,656	4,54
受取手形及び売掛金	1 5,430	1 3,50
電子記録債権	502	46
商品及び製品	7,435	7,71
仕掛品	270	26
原材料及び貯蔵品	637	69
その他	795	70
貸倒引当金	254	25
流動資産合計	18,473	17,64
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,528	3,49
土地	2,351	2,34
その他(純額)	509	47
有形固定資産合計	6,389	6,30
無形固定資産		
のれん	18	1
その他	123	15
無形固定資産合計	141	17
投資その他の資産		
投資有価証券	2,462	2,43
敷金及び保証金	1,287	1,28
その他	1,770	1,91
貸倒引当金	215	21
投資その他の資産合計	5,304	5,42
固定資産合計	11,835	11,90
資産合計	30,309	29,55

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2019年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,206	3,658
短期借入金	2 3,586	2 3,736
未払法人税等	65	31
賞与引当金	446	674
役員賞与引当金	32	8
ポイント引当金	238	238
店舗閉鎖損失引当金	26	24
その他	1,735	1,578
流動負債合計	10,336	9,948
固定負債		
長期借入金	1,659	1,574
退職給付に係る負債	1,872	1,798
資産除去債務	196	199
その他	241	228
固定負債合計	3,969	3,800
負債合計	14,305	13,749
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,355	5,355
資本剰余金	743	743
利益剰余金	8,786	8,591
自己株式	193	193
株主資本合計	14,691	14,496
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	874	879
繰延ヘッジ損益	-	3
土地再評価差額金	264	260
為替換算調整勘定	86	76
退職給付に係る調整累計額	33	29
その他の包括利益累計額合計	1,192	1,184
新株予約権	94	94
非支配株主持分	25	27
純資産合計	16,003	15,801
負債純資産合計	30,309	29,550

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)
	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上高	7,297	7,045
売上原価	3,768	3,712
売上総利益	3,529	3,333
販売費及び一般管理費	3,382	3,352
営業利益又は営業損失()	146	18
営業外収益		
受取利息	4	4
受取配当金	43	40
助成金収入	-	33
雑収入	18	16
営業外収益合計	66	95
営業外費用		
支払利息	7	6
持分法による投資損失	0	0
売上割引	5	5
為替差損	3	8
雑支出	5	0
営業外費用合計	22	21
経常利益	190	54
特別利益		
投資有価証券売却益	34	-
固定資産売却益		27
特別利益合計	34	27
特別損失		
固定資産除却損	8	57
その他		0
特別損失合計	8	57
税金等調整前四半期純利益	216	24
法人税、住民税及び事業税	160	112
法人税等調整額	41	110
法人税等合計	118	1
四半期純利益	97	22
非支配株主に帰属する四半期純利益	1	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	96	22

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)_
	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	97	22
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	206	4
繰延ヘッジ損益	4	3
為替換算調整勘定	13	9
退職給付に係る調整額	3	4
その他の包括利益合計	191	3
四半期包括利益	94	19
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	95	17
非支配株主に係る四半期包括利益	1	1

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

「連結の範囲の重要な変更」

当社の連結子会社でありました株式会社フィット近畿日本及び株式会社タップスは、2019年4月1日付で同じく当社の連結子会社である株式会社フィット東日本 (現、株式会社リーガル販売) を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。本合併により、当社の連結子会社の数は2社減少し、15社となっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手 形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2019年 6 月30日)
受取手形	48百万円	29百万円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。 これらの契約に基づく借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2019年 6 月30日)
当座貸越極度額	7,915百万円	7,915百万円
借入実行残高	3,020 "	3,200 "
差引額	4,895百万円	4,715百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費 (のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。) 及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 6 月30日)
減価償却費	91百万円	
のれんの償却額	3 "	3 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年 5 月11日 取締役会	普通株式	221	70.00	2018年3月31日	2018年 6 月28日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年 5 月13日 取締役会	普通株式	221	70.00	2019年3月31日	2019年 6 月27日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等) 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他合計	調整額	四半期連結 損益計算書		
	靴小売事業	靴卸売事業	計	(注) 1	П	(注) 2	計上額 (注) 3
売上高							
外部顧客への売上高	3,761	3,526	7,288	9	7,297		7,297
セグメント間の 内部売上高又は振替高				29	29	29	
計	3,761	3,526	7,288	39	7,327	29	7,297
セグメント利益	74	53	128	8	136	9	146

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。
 - 2. セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
 - 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 重要な事項はありません。

当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報	告セグメント	-	その他	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	靴小売事業	靴卸売事業	計	(注) 1			
売上高							
外部顧客への売上高	3,521	3,511	7,033	11	7,045		7,045
セグメント間の 内部売上高又は振替高				31	31	31	
計	3,521	3,511	7,033	43	7,077	31	7,045
セグメント利益又は損失()	4	40	36	10	25	6	18

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。
 - 2. セグメント利益又は損失()の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
 - 3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 重要な事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結子会社間の吸収合併

1.取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業 (存続会社)

名称 株式会社フィット東日本

事業内容 各種靴の販売

被結合企業 (消滅会社)

名称 株式会社フィット近畿日本

株式会社タップス

事業内容 各種靴の販売

(2)企業結合日

2019年4月1日

(3)企業結合の法的形式

株式会社フィット東日本を存続会社とし、株式会社フィット近畿日本および株式会社タップスを消滅会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

株式会社リーガル販売

(5)その他取引の概要に関する事項

本合併は、各子会社の経営資源を有効活用することで効率化を図るとともに、市場環境の変化や多様化する顧客ニーズへの対応力をより高めた販売サービス体制を構築することを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 6 月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	30円43銭	7円04銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	96	22
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	96	22
普通株式の期中平均株式数(株)	3,155,608	3,157,704
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	30円07銭	6円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	37,733	39,801
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2019年5月13日開催の取締役会において、2019年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 221百万円

1 株当たりの金額 70円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2019年6月27日

EDINET提出書類 株式会社リーガルコーポレーション(E01118) 四半期報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月9日

株式会社リーガルコーポレーション 取締役会 御中

藍 監査法人

指定社員 公認会計士 角 田 浩 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 林 新 太 郎 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リーガルコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間 (2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間 (2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (四半期 報告書提出会社) が別途保管しております。
 - 2 .XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。